

静岡県告示第178号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 (略)			1 (略)		
2 元売機関及びその業務を行う店舗			2 元売機関及びその業務を行う店舗		
元売機関名	証紙の売渡し業務を行う店舗	所在地	元売機関名	証紙の売渡し業務を行う店舗	所在地
株式会社静岡銀行	(略)	(略)	株式会社静岡銀行	(略)	(略)
	本店	(略)		本店	(略)
	県庁支店	静岡県葵区追手町9番6号		登呂支店	(略)
	登呂支店	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和4年3月31日から施行する。